

島根県報

第一、五三二二号

平成十五年十二月十九日

(金曜日)

規 則

目 次

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
 告示

(地方労働委員会事務局) 二

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更
 (市町村課) 二

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出
 (健康福祉総務課) 二

生活保護法の規定による指定施設機関の名称及び所在地変更の届出
 () 二

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定
 (高齢者福祉課) 三

青少年に販売等してはならない図書
 (青少年家庭課) 三

青少年に観覧させてはならない興行
 () 三

土地改良区の役員の就任及び退任
 (農村整備課) 五

換地計画書の縦覧(二件)
 () 五

県営土地改良事業の工事の完了
 () 六

解除予定保安林
 (森林整備課) 六

保安林の指定施業要件の変更
 () 六

指定漁船調書の縦覧
 (水産課) 七

漁業災害補償法の規定に基づく同意
 () 七

道路の区域の変更
 (道路維持課) 八

道路の供用開始
 () 八

土地収用法の規定に基づく事業の認定
 (用地対策課) 九

急傾斜地崩壊危険区域の指定
 (砂防課) 一〇

特定調達公告
 (情報政策課) 一三

島根県電子申請等受付システム開発業務及び運用サービス提供業務一式に係る随意契約の相手方等
 (教育施設課) 一四

島根県立出雲商業高等学校校総合実践システム一式に係る一般競争入札の実施
 () 一六

島根県立出雲工業高等学校CADシステム一式に係る一般競争入札の実施
 () 一七

人委告示
 平成十五年度島根県職員(少年補導職員)採用試験の実施
 () 一七

公安規則
 島根県公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則
 () 一九

正 誤
 島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 () 一九

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号中
 (高校教育課) 二九

公布された条例等のあらまし

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
 (規則第一〇五号)

一 規則の概要

島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。(第九条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百五号

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和五十九年島根県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「及び島根県公印規程（平成元年島根県訓令第四号）」を「島根県公印規程（平成元年島根県訓令第四号）及び島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程（平成十五年島根県訓令第二十八号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第千四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により美保関町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所

面 積

編入先の字

八束郡美保関町大字諸喰二三四 四番地先公
有水面埋立地

六一・五二平方メー
トル

大字諸喰

（ただし、右地番は、平成十五年十月三十一日現在のものである。）

島根県告示第千四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
出雲医院	出雲市今市町南本町二一番地三	出雲市駅北町五番地一	平成十五年十月三十日
しまね薬局医大前店	出雲市塩冶神前一四九	出雲市塩冶神前一丁目七番地四	平成十五年十月一日

島根県告示第千四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の名称及び所在地変更の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

施 術 機 関 の 名 称		所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
西川津整骨院	みどり整骨院	松江市西川津町七四七四	松江市田和山町三二二二	平成十五年九月一日

島根県告示第十五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 原商	福祉用具貸与	株式会社 原商 浜田事業所	浜田市下府町三二七二四	平成十五年十二月十二日

島根県告示第十五十一号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行出版会社名	指定の理由
一五八九二	雑 誌	Dr.ピカソ一月号（NO.一〇六）	パウハウス	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八九三	雑 誌	レディイス・コミック微熱一月号	セブン新社	
一五八九四	雑 誌	BOMBER（ボンバー）一月号（NO.〇三三）	KKベストセラーズ	
一五八九五	雑 誌	コミックまるまん一月号	㈱ぶんか社	
一五八九六	雑 誌	ACTRESS（アクトレス）一月号（VOL.二五五）	株式会社リイド社	
一五八九七	雑 誌	Vコミック一月号	株式会社日本出版社	
一五八九八	雑 誌	Chuttsスペシャル一月号	株式会社ワニマガジン社	

島根県告示第十五十二号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	題 名	配給会社名	指定の理由
一〇五一六	映 画	痴漢電車 誘惑のよがり声	オーピー映画	

一〇五三〇	映画	憧れの家庭教師 汚された純白	オーピー映画
一〇五二九	映画	尻ふりスッチー 突き抜け淫乱気流	オーピー映画
一〇五二八	映画	痴漢股ぐらのぞき	新東宝映画
一〇五二七	映画	花と蛇	ファミ・ファタル
一〇五二六	映画	赤目四十八瀧心中未遂	赤目製作所
一〇五二五	映画	新日本映像ニユース 新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新日本映像
一〇五二四	映画	新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新日本映像
一〇五二三	映画	密愛	ギャガ・コミユニケーショonz
一〇五二二	映画	ハッピーエンド	ギャガ・コミユニケーショonz
一〇五二一	映画	ひめぐと	ロングライド
一〇五二〇	映画	コスプレ新妻 後ろから求めて	オーピー映画
一〇五一九	映画	発情家庭教師 先生の愛汁	新東宝映画
一〇五一八	映画	好色くノ一 愛液責め	新東宝映画
一〇五二七	映画	変態工口性癖 恥汁責め	オーピー映画

く刺激し、粗
 暴性を著しく
 助長し、又は
 残虐性を助長
 し、その健全
 な育成を阻害
 するおそれか
 ある。

一〇五三三	映画	鈴の音の誘い	オーピー映画
一〇五三二	映画	禁断姉妹 女肉のぬくもり	オーピー映画
一〇五三一	映画	六本木練金の帝王 カポネ	シネマハウト
一〇五三〇	映画	美肌家政婦 指責め濡らして	オーピー映画
一〇五二九	映画	猥褻ネット集団 いかせて!!	新東宝映画
一〇五二八	映画	小説家の情事? 不倫旅行	新東宝映画
一〇五二七	映画	出会い系不倫 堕ちた人妻たち	オーピー映画
一〇五二六	映画	新・老人の性 愛人いじり	新日本映像
一〇五二五	映画	carmen・カルメン	クレストイン ターナシヨナル
一〇五二四	映画	ナース裏治療 舌で癒して	オーピー映画
一〇五二三	映画	三人の未亡人 恥知らずレズ	新日本映像
一〇五二二	映画	新日本映像ニユース 新・老人の性 愛人いじり	新日本映像
一〇五二一	映画	新日本映像ニユース 三人の未亡人 恥知らずレズ	新日本映像

島根県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡鹿島町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

桑谷 巖 八束郡鹿島町大字上講武九〇五番地

錦織 繁樹 八束郡鹿島町大字佐陀本郷二〇一八番地

中村 英隆 八束郡鹿島町大字南講武一二八番地

中村 彰男 八束郡鹿島町大字北講武九六七番地

稲田 誠人 八束郡鹿島町大字名分三三八番地

秋山 辰雄 八束郡鹿島町大字佐陀宮内一二二番地

井上 智之 八束郡鹿島町大字佐陀本郷四三三番地

監事

森脇 節郎 八束郡鹿島町大字佐陀本郷一〇九四番地

宮廻 健一 八束郡鹿島町大字北講武六八七番地

二 就任年月日

平成十五年十一月二十三日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

井ノ口隆義 八束郡鹿島町大字佐陀宮内一一八番地

青山 節夫 八束郡鹿島町大字北講武二九一番地

小豆沢竹夫 八束郡鹿島町大字佐陀本郷五八〇番地

桑谷 巖 八束郡鹿島町大字上講武九〇五番地

中村 英隆 八束郡鹿島町大字南講武一二八番地

木村 忠男 八束郡鹿島町大字名分八五七番地

錦織 佳夫 八束郡鹿島町大字佐陀本郷一五六番地

監事

金坂 正 八束郡鹿島町大字南講武三九四番地

吉岡 貞雄 八束郡鹿島町大字上講武二〇九三番地

島根県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、大原郡木次町土地改良区理事長から川上地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同法第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年十二月十九日から二十一日間

三 縦覧の場所

木次町役場

島根県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南地区獅子工区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てすることができる。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年十二月十九日から二十一日間

三 縦覧の場所

頓原町役場

島根県告示第十五十六号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
飯石北地区（大志戸工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年一月二十三日
飯石北地区（竹之尾工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年五月一日
飯石北地区（上多根工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年二月十七日
飯石北地区（高窪後谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年二月十七日
飯石北地区（郷小原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年三月三日
飯石北地区（井原谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年三月二十日

島根県告示第十五十七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

江津市嘉久志町一九五四の五、一九五四の六、一九五五の二、一九五五の三、

一九五六の六、一九五九の二から一九五九の四まで、一九六五の五、一九七二の二、

一九七三の二、一九九六の二、二〇〇三の八、二二四一の二、二二四一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字里方二二三三の二

三 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第十五十八号

次の保安林の指定施設要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び布施村役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

- 松江市魚瀬町六五六 一七 内田浩明
- 秋鹿町一七〇八 田中 学
- 魚瀬町六五六 一八 村松裕幸

2 加入区

松江市加入区

- 3 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出をする漁業協同組合の名称
- 松江市漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

松江市漁業協同組合

島根県告示第六十号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十条第二項の規定による同意があつたと認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 (一) 加入区の名称

美保関町加入区

(二) 加入区の区域

美保関町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号、以

下「加入区設定告示」という。）の一の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

二 (一) 加入区の名称

松江市加入区

(二) 加入区の区域

松江市漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の四の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第十六十一号
 道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年十二月十九日
 島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区 間		変更に 後の別		敷地の幅員 メートル		延 長 メートル		管轄する土木建築事 務所の名称		備 考	
一般国道		四百三十一号		松江市片原町九〇番地先から同市殿町二六番三 地先まで		後	前	一五・〇〇	一五・〇〇	六一・五〇	六一・五〇	松江土木建築事務所		道路改良工事 減幅 仮設道撤去	
安来木次線		大原郡大東町大字上久野六七六番一 地先から同 大字六七五番一 地先まで		後	前	一六・〇〇	一六・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	木次土木建築事務所		町道移管	
安来木次線		大原郡大東町大字上久野四九二番一 地先から同 大字四七二番三 地先まで		後	前	一〇・五〇	一〇・五〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	木次土木建築事務所		町道移管	
安来木次線		大原郡大東町大字上久野四九二番一 地先から同 大字四七二番三 地先まで		後	前	一〇・五〇	一〇・五〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	木次土木建築事務所		町道移管	

島根県告示第十六十二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年十二月十九日

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所 の名称	備考
一般国道	四百三十一号	松江市末次町八六番二地先から同市殿町二六番三 地先まで	メートル 二七三・〇〇	平成十五年十二月十九日	松江土木建築事務所	
"	四百八十八号	美濃郡匹見町大字澄川イ八四五番三地先から同 大字イ一七五四番地先まで	一、三七二・〇〇	平成十五年十二月二十三日	益田土木建築事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町八番三地先から同地番先まで	四一・五〇	平成十五年十二月十九日	松江土木建築事務所	
"	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字三成一四一五番二五地先から 同大字四八七番一地先まで	六三四・〇〇	平成十五年十二月二十五日	仁多土木事務所	

島根県告示第十六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県簸川郡斐川町大字原鹿及び大字三分市内
使用の部分
島根県簸川郡斐川町大字原鹿及び大字三分市内
事業の認定をした理由

- 一 起業者の名称
斐川町
- 二 事業の種類
斐川東部地区農業集落排水（処理場及び真空ステーション建設）事業
- 三 起業地
- イ 収用の部分

- (一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
斐川東部地区農業集落排水（処理場及び真空ステーション建設）事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。
- (二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である斐川町は、国庫補助金、地方債、一般財源により既に財源措置を講じているので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。
- (三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用

水の水质保全、農業集落の生活環境の保全並びに公共用水域の水質保全である。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、農業集落排水処理場及び真空ステーションの施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

よって、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業計画地域は、慢性的な用水不足により集落下流へ排出された水を用水として再利用している地域であり、家庭雑排水を含めたし尿処理について早急に対策を実施する必要があることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(五) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものがある。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

斐川町役場

島根県告示第十六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信義

一 区域の名称 秋鹿²

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
松江	秋鹿		山根	三三八四番一	一号
			西灘	三三四八番一	二号
				五四二六番一	三号
				五四二五番三	四号
			後山	五四二四番二	五号
				五四二三番二	六号
			町	三三五一番	七号及び八号
			山根	五四三〇番	九号

一 区域の名称 別所⁵

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
八束	島根	加賀		四〇七三番一	一号
				四〇七一番	二号
				四六四五番二	三号
				四六四六番	四号
				四六四五番	五号
				四六四四番一	六号
				四六四三番一	七号

一 区域の名称 宮山南平

二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
八束	美保関	森山		一一四九番 一一四八番 一一二五番一 二七七番 二八三番 二八〇番一 二八一番 二八二番六	一号から四号まで 五号及び六号 七号 八号から十号まで 十一号 十二号 十三号 十四号

一 区域の名称 宇井地²
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次に結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
八束	美保関	七類		一四一〇番一 一五五九番 一五五八番一 一五四六番 一五四九番一 一五五四番	一号 二号 三号 四号 五号 六号

一 区域の名称 吉浦²
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
	温泉津	吉浦		五一九番一 三六〇番 三五九番三 三五六番九 三六三番三 三八五号 三七八番六地先道路敷 六六九番地先道路敷 六七四番 四三九番 六八八番 六八六番 四三三番一 一三七番一〇 一三七番五 四三五番	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号及び十四号 十五号 十六号 十七号から十九号まで
				三九二番三 四三一番 四三七番 四三八番 三六一番三 四四六番 四四四番	二十号及び二十一号 二十二号 二十三番 二十四号 二十五号 二十六号 二十七号

一 区域の名称 宇津川本郷
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美都	宇津川		口四四二番内一	一号
				口一〇〇六番一〇	二号から四号まで
				口八七九番一	五号及び六号
				口八八一番	七号
				口八八五番	八号
				口七二三番一	九号
				口七一八番一	十号
				口七〇六番一	十一号
				口七〇二番	十二号
				口六九五番一	十三号
				口六九五番二	十四号
				口六九五番三	十五号から十七号まで
				口三八七番一	十八号
				口三九八番三	十九号
				口六九七番一	二十号
				口四四八番	二十一号

一 区域の名称 畦田
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足	津和野	森村	代官丁	イ一〇二四番	一号
			丸山	イ九九九番	二号
				イ九九七番	三号
				イ九九五番	四号及び五号
				イ九九六番一	六号
				イ一〇〇一番二	七号
			代官丁	イ一〇一七番	八号
				イ一〇一九番	九号
				イ一〇二〇番	十号
				イ一〇二四番	十一号から十五号まで

一 区域の名称 西谷
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足	津和野	邑輝	窪ノ上	六六八番	一号
			録田回	九八〇番一	二号から四号まで
			水船	九八六番一	五号及び六号
				九八六番三	七号及び八号
			寺ヶ谷	九八七番二	九号
				七〇三番	十号
				九八七番二	十一号
			ワヤヶ浴	九八八番一	十二号及び十三号
			ワヤヶ溢	七一七番	十四号
			舟床	七二二番二	十五号及び十六号

寺ヶ谷	九八七番一	十七号
家ノ前	六九三番一	十八号
	六九三番三	十九号
水舟	六九〇番	二十号
緑田迫	六七三番	二十一号

- 一 区域の名称 柳(追加)
- 二 土地の表示

ア 昭和四十六年九月七日島根県告示第八百二十五号で指定した標柱十五号と十六号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱二十三号から二十五号までを順次に結んだ線、標柱十五号と二十三号を結んだ線及び標柱十六号と二十五号を結んだ線により囲まれた区域

イ 昭和四十六年九月七日島根県告示第八百二十五号で指定した標柱九号と二十二号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱二十六号と二十七号を結んだ線、標柱九号と二十七号を結んだ線及び標柱二十二号と二十六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足	日原	柳村	神の前	五五八番一	二十三号
			家の後	五六〇番一	二十四号
			鷲尾	一六三四番三	二十五号
			台の上	一六三二番一	二十六号
			家の下	五四九番一	二十七号

- 一 区域の名称 屋敷余り¹
 - 二 土地の表示
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	西郷	飯田	屋敷余り	五番一	一号
				五番三	二号から五号まで
				三〇番	六号
				六番	七号
				二七番	八号

- 一 区域の名称 屋敷余り²
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	西郷	飯田	屋敷余り	三番三	一号
				三番一	一号から四号まで
				三三番一	五号及び六号
				二二番	七号及び八号
				二一番	九号及び十号
				一六番	十一号
				一四番二	十二号
一一番一	十三号				

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成15年12月19日

<p>1 役務の名称及び数量 島根県電子申請等受付システム開発業務及び運用サービス提供業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年12月4日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 e しまね電子申請共同企業体</p> <p>構成 株式会社テクノプロジェクト (代表企業) 松江市学園南二丁目10番14号 富士通株式会社 株式会社マツケイ 株式会社島根情報処理センター 株式会社コンピュータ・コンサルタント 株式会社マインディア</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 781,380,600円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。</p> <p>8 企画提案競技の実施についての公告を行った日 平成15年8月19日</p>	<p>1 調達内容 購入等件名及び数量 島根県立出雲商業高等学校総合実践システム一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様様 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成16年3月30日(火)</p> <p>(4) 納入場所 島根県出雲市大津町2525 島根県立出雲商業高等学校</p> <p>(5) 入札方法 予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額(当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。</p> <p>2 入札参加者の資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付された者であること。</p> <p>(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものであること。</p> <p>(4) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。</p> <p>(5) 島根県税を滞納していない者であること。</p>
--	--

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

<p>(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。</p> <p>(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒690 8502 島根県松江市殿町1番地</p> <p>島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課 (電話0852-22-5416)</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法</p> <p>平成15年12月19日から平成15年12月25日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>日時：平成15年12月25日(木) 午前10時00分から</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階 会議室</p> <p>(4) 入札書の受領期限等</p> <p>日時：平成16年2月3日(火) 午後1時30分</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>(ただし、郵便による入札にあつては、正午必着)</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>日時：平成16年2月3日(火) 午後1時30分から</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。</p> <p>(4) 入札書に要求される事項</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならぬ。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 再度入札 再度入札は、2回まで行うものとする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(9) その他詳細 入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required</p> <p>Details : A complete set of computers and network systems for virtual trading</p> <p>Desired Date of Delivery : March 30 2004</p> <p>Place of Delivery : Shimane Prefectural Izumosyogyo High School 2525 Otuchou, Izumo-Shi, Shimane-Ken</p> <p>(2) Please tender all information to :</p> <p>C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture</p>
---	--

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8502 Tel 0852 22 6602
 (3) Deadline for Tender :
 1:30 PM 3 February 2004
 (Applications by mail must be arrived at the Office above by 12:00 PM 3 February 2004)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。
 平成15年12月19日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
島根県立出雲工業高等学校CADシステム一式
- (2) 調達案件の仕様様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年3月30日（火）
- (4) 納入場所
島根県出雲市上塩冶町420 島根県立出雲工業高等学校
- (5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付された者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。
- (4) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。
- (7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 〒690 8502 島根県松江市殿町1番地
 島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-5416）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 平成15年12月19日から平成15年12月25日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 日時：平成15年12月25日（木）午前11時00分から
 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階 会議室
- (4) 入札書の受領期限等
 日時：平成16年2月3日（火）午後2時00分
 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
 （ただし、郵便による入札にあっては、正午必着）
- (5) 開札の日時及び場所

日時：平成16年2月3日(火)午後2時00分から
 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間に於いて、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

Details : A complete set of computers and network systems for CAD

Desired Date of Delivery : March 30 2004

Place of Delivery : Shimane Prefectural Izumokougyo High School 420

Kamiennyachou, Izumo-Shi, Shimane-ken

(2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of

Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8502 Tel 0852 22 6602

(3) Deadline for Tender :

2:00 PM 3 February 2004

(Applications by mail must be arrived at the Office above by 12:00 PM 3

February 2004)

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第七号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年年度島根県職員(少年補導職員)採用試験を次のとおり実施す。

平成十五年十二月十九日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

一 交付期間

平成十五年十二月十九日(金)～平成十六年一月十六日(金)

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで(日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く)。郵送による場合は、一月十六日までの消印のあるもの限り受け付ける。インターネットによる場合は、一月九日(金)午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

採用予定 人員	職 務 内 容
二 名	島根県警察本部又は警察署に勤務し、少年の非行防止並びに健全育成に資するための諸活動に従事

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。
三 受験資格

(一) 年齢

昭和四十九年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者

(二) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第一次試験	平成十六年二月一日(日) 受付時間 八・三〇～九・ 九・三〇 試験時間 九・三〇～一五・ 一五・三〇	松 江 市 島根県職員会館 (松江市内中原 町)	二月九日に県庁前告示板 に合格者の受験番号を掲 示するほか、受験者全員 (棄権者を除く。)に試 験の結果を通知する。
第二次試験	平成十六年二月二十七日 (金)	松 江 市 島根県職員会館 (松江市内中原 町)	三月十七日に県庁前告示 板に合格者の受験番号を 掲示するほか、受験者全 員(棄権者を除く。)に 試験の結果を通知する。

五 試験の種目、配点及び内容

区分	第一次試験		第二次試験		
	試験種目 及び配点	内 容	身体検査	適性検査 (二二〇点)	論文試験 (五〇〇点)
	試験種目 及び配点	内 容	身体検査	適性検査 (二二〇点)	論文試験 (五〇〇点)
	試験種目 及び配点	内 容	身体検査	適性検査 (二二〇点)	論文試験 (五〇〇点)
	試験種目 及び配点	内 容	身体検査	適性検査 (二二〇点)	論文試験 (五〇〇点)

六 専門試験出題分野

社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査

七 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に「少年補導職員申込」と書き、書留郵便に
し。

八 合格から採用まで

(一) 合格者は、採用候補者名簿に記載され、任命権者の請求に応じて成績簿に推薦され、
そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。

(二) 三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失ふ。

九 給与

初任給は、平成十五年四月一日現在、大学卒二十一歳以上二十歳以下、五〇〇円、
のほか給与条例等の定めによる扶養手当、奨励手当、親手当、編成手当等の手当を
支給される。

なお、学校卒業後の総額を有する給与については、その総額に相当する給与を
支給する。

公安委員会規則

島根県公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成15年12月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 璋

島根県公安委員会規則第19号

島根県公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則の施行の際、現に縦書きで定められている島根県公安委員
会規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な
事項を定めるものとする。

(形式の変更等)

第2条 既存規則の形式は、島根県規則の左横書きの実施等に関する規則（平成15年島根
県規則第96号。以下「島根県左横書き規則」という。）の規定による島根県規則の改正
の例により左横書きに改正する。

2 既存規則の用字及び用語は、島根県左横書き規則の規定による島根県規則の改正の例
により改める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 璋

島根県公安委員会規則第20号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条第2項中「又は様式第7号の2」を削る。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

通行禁止除外車両指定申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 島根県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 申請者 氏 名 (電話番号)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印)</div>							
事業所の所在地							
事業所名及び責任者名							
除外の指定を受けようとする車両	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">台 数</td> <td style="width: 65%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right; padding: 5px;">台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両番号</td> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	台 数		台	車両番号		
台 数		台					
車両番号							
除外指定を受けようとする区域又は道路の区間							
除外指定を必要とする事由							
標章番号交付年月日							

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

<p>駐 車 禁 止 除 外 指 定 申 請 書 時間制限駐車区間規制</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名 印 (電話番号)</p>			
運 転 者 (使 用 者)	住 所		
	氏 名		
身体障害者手帳 小児慢性特定疾患児手帳	交 付 年 月 日	年 月 日	
	交 付 番 号	第 号	
	障 害 の 等 級 (身体障害者手帳の場合)	級	
除 外 指 定 を 受 け よ う と す る 車 両			車 両 番 号
除 外 の 指 定 を 必 要 と す る 事 由			
摘 要			

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号の 2 を削る。

駐 車 可 標 章 交 付 申 請 書			
			年 月 日
島根県公安委員会 殿			
申請者		住 所	
		氏 名	印
		(電話番号)
運 転 者 氏 名 (使用者又は代表者)	(ふりがな)		
車 両 の 種 類		車両 番号	
申 請 の 理 由			
摘 要			

様式第 8 号を次のように改める。

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第10号 (第8条関係)

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

駐 車 許 可 申 請 書

年 月 日

警察署長 殿

住 所
申請者
氏 名
(電話番号)

印

駐車しようとする 場 所			
駐車しようとする 日 時	年 月 日	時 分	から 時 分まで
駐車する車両	種 別	車 両 番 号	
駐 車 の 方 法			
駐車を必要とする 理 由			

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可します。ただし、次の条件に従ってください。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号 (第12条関係)

消防用自動車等使用届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 島根県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 届出者 氏 名 (電話番号)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印)</div>		
用途・目的		
使用者	住所・所在地	
	氏名・名称	
自動車	種類、車名	
	年式、型式	
	車両番号	
使用の本拠	位 置	
	名 称	
装 備 の 状 況		
(備考) 年 月 日 島根県公安委員会 (届) 第 号届出確認		

- 注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第14号 (第13条関係)

様式第14号を次のように改める。

<p>緊急自動車等指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名 (電話番号)</p> <p style="text-align: right;">印</p>		
用途・目的		
使用者	住所・所在地	
	氏名・名称	
自動車	種類、車名	
	年式、型式	
	車両番号	
使用の本拠	位 置	
	名 称	
<p>(備考) 年 月 日 島根県公安委員会 (指) 第 号指定</p>		

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第16号 (第14条関係)

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

届出確認書等記載事項変更届		
年 月 日		
島根県公安委員会 殿		
住所 届出者 氏名 (電話番号)		
印		
用 途 ・ 目 的		
指 定 書 ・ 届出確認書	交付年月日	年 月 日
	交 付 番 号	島根県公安委員会 () 第 号
変 更 し た 事 項	新	
	旧	
変 更 し た 理 由		

- 注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第17号 (第14条関係)

届出確認書等再交付申請書					
年 月 日					
島根県公安委員会 殿					
住 所 申請者 氏 名 (電話番号)					
印					
指 定 書 ・ 届出確認書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">交付年月日</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交付番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">島根県公安委員会 () 第 号</td> </tr> </table>	交付年月日	年 月 日	交付番号	島根県公安委員会 () 第 号
交付年月日	年 月 日				
交付番号	島根県公安委員会 () 第 号				
再 交 付 申 請 の 理 由					
用 途 ・ 目 的					
使 用 者	住 所 ・ 所 在 地				
	氏 名 ・ 名 称				
自 動 車	種 類 、 車 名				
	年 式 、 型 式				
	車 両 番 号				
使 用 の 本 拠	位 置				
	名 称				

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第22号 (第18条関係)

様式第22号を次のように改める。

安全運転管理者等資格認定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

印

次のとおり 安全運転管理者
副安全運転管理者 の資格認定の申請をします。

資格認定を受けようとする人	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日 歳
	住 所			

事 業 所	名 称	
	所 在 地	
	職 務 上 の 地 位	

資格認定を受けようとする人の運転管理経歴等	自動車運転の管理に関する実務経歴	年	月
	自動車運転の経歴	年	月
	その他 ()	年	月

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の島根県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、改正後の島根県道路交通法施行細則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、申請者又は届出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。

正 誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
九	上	終りから	附則に次の一項を加える。	第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
		終りから	別紙二の四を次のように改める。	様式第九号中別紙二の四を次のように改める。
		一		

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月十九日印刷
平成十五年十二月十九日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江学殿南町
松島陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)